

Q&A

問1. マイナンバー（個人番号）とはどのようなものですか（何に使うのですか）。

答. 平成27年10月5日から、国民の一人ひとりに異なる12桁のマイナンバー（個人番号）が付番されています。マイナンバーは、平成28年1月より「社会保障」・「税」・「災害対策」の行政手続きで利用が開始されることとなっており、平成28年分以降の税務署等へ提出する「公的年金等の源泉徴収票」にあなた様のマイナンバーの記載が必要になります。

問2. なぜ企業年金連合会よりマイナンバー（個人番号）を取得することができるのか。

答. マイナンバーに関する法令※により、確定給付企業年金の一時金・年金に関する法定調書等の作成のためのマイナンバーの取得については、ご本人様よりご提出いただく方法の他、企業年金連合会へ委託することで地方公共団体情報システム機構よりマイナンバーを取得できる旨の規定がされています。

※法令根拠

マイナンバー法第二条・第九条・別表第一、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十二条の二

にて、確定給付企業年金の事業主は、確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金にかかる法定調書の作成において、「**個人番号利用事務実施者**」になる旨の規定がされている。

マイナンバー法第十四条

にて、個人番号の取得が必要な場合は、本人等から個人番号の提供を求めることができる旨のほか、「**個人番号利用事務実施者**」については住民基本台帳法の規定に基づき「**地方公共団体情報システム機構**」に提供を求めることができる旨の規定がされている。

マイナンバー法第九条

にて、「**個人番号利用事務実施者**」から個人番号利用事務の委託を受けた者も同様に「**個人番号利用事務実施者**」として取扱ができる旨の規定がされている。

確定給付企業年金法第九十三条、住民基本台帳法第三十条の九

にて、確定給付企業年金の事業主は給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務を企業年金連合会へ委託することができ、また当該業務を受けた企業年金連合会は当該事務処理にあたり地方公共団体情報システム機構より情報の提供を受けることができる旨の規定がされている。

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

第二条（定義）

10 この法律において「**個人番号利用事務**」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が**第九条第一項又は第二項の規定により**その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

12 この法律において「**個人番号利用事務実施者**」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第九条（利用範囲）

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第十四条（提供の要求）

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第六十七条において同じ。）の提供を求めることができる。

別表第一

| | |
|--|---|
| 七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会 | 確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
|--|---|

住民基本台帳法

第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）

機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一

| | |
|--|---|
| 七十七の二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二第一項に規定する <u>企業年金連合会</u> | <u>確定給付企業年金法</u> による同法第九十一条の十八第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同条第六項の規定による同法 <u>第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析（略）に関する事務</u> であつて総務省令で定めるもの |
|--|---|

確定給付企業年金法

第九十三条（業務の委託）

事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

問3. 来年（平成29年）に貰う源泉徴収票にはマイナンバー（個人番号）が記載されるのか。

答. 受給者様にお送りする源泉徴収票にはマイナンバーは記載されません。税法に則って、支払者（受託者：三井住友信託銀行）が税務当局に提出する源泉徴収票等にのみにマイナンバーを記載することになります。

問4.（受給者が）何か手続きを行う必要があるか。

答. 受給者様にてお手続きいただく必要はございません。

問5. 手続きする必要がないのになぜ案内がきたのか。

答. 企業年金連合会へ委託し受給者様のマイナンバーを取得する場合は、その旨を受給者様にお伝えするよう厚生労働省より義務付けられています。本ご案内に関しましては、当企業年金が企業年金連合会へ委託を行う旨を受給者様にご連絡させていただき趣旨のものとなっております。

問6. 企業年金連合会よりマイナンバーを取得して欲しくない。

答. ー（欄外の内容をご参考に委託者様にてご対応下さい。）

→法令上は、受給者様の同意なく企業年金連合会よりマイナンバーを取得することができます。

しかし、受給者様が企業年金連合会からのマイナンバーの取得を拒否されている場合は、受給者様のご意向等も踏まえて、受給者様からご提供いただく（ご提供を拒否される場合は『提出拒否』として経緯記録を残す）などのご対応をお願いいたします。